

精神科認定看護師実践報告

精神科認定看護師は全国のさまざまな施設で、質の高い看護実践に取り組んでいます。その現場での実践内容を紹介します。

*なお、倫理的配慮として個人が特定されないよう、事例には改変を加えています。

精神科認定看護師 JOURNAL

キャップランによる コンサルテーションの定義

G・キャップラン(Caplan)によると、「コンサルテーション」とは「患者のケアを改善するための2人の専門家間の相互作用のプロセスである」と定義されています。そのため、「コンサルテーションを成立させるためには、コンサルタントと「コンサルティ（相談・依頼をする人）が、ともに問題の明確化と解決に向かう協働関係が必要となります。

多飲症についての コンサルテーションの実際

印象的だった実践として想起されるのは、多飲症についてのコンサルテーションです。

コンサルティが相談に至る背景には、組織や職種の複雑さ、利害の葛藤、人の感情など、複合的な要素が絡みあうことによって問題が不明瞭となっている場合があります。そのため、問題の本質を見極められるよう、コンサルティとともに問題の明確化にあたりました。その結果、まずは多飲による行動制限を最小化することをめざすこととなりました。

学習会では多飲症についての基礎知識について触れつつ、患者に適した申告飲水やミニット体重の設定など、個別性を重視したかわりを提案しました。また、この学習会には主治医を含めた多職種にも参加してい



ただき、多職種チームの考え方も統一できるよう配慮しました。さらに、学習会後は「コンサルティとともに支援計画の実行と結果の評価をくり返し、関係の終結であるターミネーションをめざしました。

この「コンサルテーション」によってすべてが解決したわけではありませんが、職種や職域の垣根を超えた協働を実現することがでできた実践でした。

当院職員にコンサルテーションについて調査したところ、「どのような手順で相談したいのかわからない」「こんな内容で相談していいのか悩む」といった意見が聞かれました。

そのため、コンサルテーション依頼のための相談手順を含めた書式を作成する、院内共有パソコン上に相談窓口を設置するなど、誰もが気軽に相談できる環境を整えるために知恵を絞っておりました。

当院におけるコンサルテーション活動はまだまだ発展途上ですが、この活動が当院の「患者さん一人ひとりの人権を尊重し、県立病院として求められる良質な精神医療を提供するとともに、地域の関係機関と連携し、栃木県の精神医療の健全な発展に貢献します」という基本理念の実現につながるよう、今後も日々活動していくたいと思います。

当院の理念の実現につながることをめざして



朝倉為豪(あさくら・ゆきひで)
地方独立行政法人栃木県立岡本台病院
精神科認定看護師(栃木県) (2019年登録)

臨床経験が10年を超えたころ、「自分の看護に自信がもてるか?」という思いが強くなるのを感じました。そこで、エビデンスに基づく看護実践がしたいと考え、精神科認定看護師を志しました。